## 第80号議案

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部改正について

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年11月30日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例(平成26年豊川市条例第31号)の一部を次のように改正する。

## 改正後

(特定教育・保育の取扱方針)

- 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に 掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定め るものに基づき、小学校就学前子どもの心 身の状況等に応じて、特定教育・保育の提 供を適切に行わなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 認定こども園(認定こども園法第3 条第1項又は第3項の認定を受けた施設 及び同条第10項の規定による公示がされ たものに限る。) 次号及び第4号に掲 げる事項
  - (3)・(4) (略)
- 2 (略)

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

- 2 (略)
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定に より特別利用教育を提供する場合には、特 定教育・保育には特別利用教育を、施設型 給付費には特例施設型給付費を、それぞれ 含むものとして、前節(第6条第3項及び

## 改正前

(特定教育・保育の取扱方針)

- 掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定め るものに基づき、小学校就学前子どもの心 身の状況等に応じて、特定教育・保育の提 供を適切に行わなければならない。
  - (1) (略)
  - (2) 認定こども園(認定こども園法第3 条第1項又は第3項の認定を受けた施設 及び同条第11項の規定による公示がされ たものに限る。) 次号及び第4号に掲 げる事項
  - (3)・(4) (略)
- 2 (略)

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

- 2 (略)
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定に より特別利用教育を提供する場合には、特 定教育・保育には特別利用教育を、施設型 給付費には特例施設型給付費を、それぞれ 含むものとして、前節(第6条第3項及び

第7条第2項を除く。)の規定を適用する 。この場合において、第6条第2項中「特 定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚 園に限る。以下この項において同じ。)」 とあるのは「特定教育・保育施設(特別利 用教育を提供している施設に限る。以下こ の項において同じ。)」と、「利用の申込 みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就 学前子ども」とあるのは「利用の申込みに 係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前 子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ど も」とあるのは「同条第1号又は第2号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育 ・保育給付認定子ども」と、「特定教育・ 保育施設の同号」とあるのは「特定教育・ 保育施設の同条第1号」と、第13条第2項 中「法第27条第3項第1号に掲げる額」と あるのは「法第28条第2項第3号の内閣総 理大臣が定める基準により算定した費用の 額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用教育を 受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中 「教育・保育給付認定子ども」とあるのは 「教育・保育給付認定子ども(特別利用教 育を受ける者を除く。)」とする。

第7条第2項を除く。 。この場合において、	, ,,,,, = -, -, , ,
-	「利用の申込

みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就 学前子ども」とあるのは「利用の申込みに 係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前 子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ど も」とあるのは「同条第1号又は第2号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育 ・保育給付認定子ども」と、「特定教育・ 保育施設の同号」とあるのは「特定教育・ 保育施設の同条第1号」と、第13条第2項 中「法第27条第3項第1号に掲げる額」と あるのは「法第28条第2項第3号の内閣総 理大臣が定める基準により算定した費用の 額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用教育を 受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中 「教育・保育給付認定子ども」とあるのは 「教育・保育給付認定子ども(特別利用教 育を受ける者を除く。)」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の 規定の整備を行う必要があるからである。